

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊
総務部
部 長 宮 本 重 則

住民基本台帳法の改正に係る職務上請求書を使用した
戸籍の附票の写しの請求に関する取扱いの変更について

標記の件については、令和4年1月7日付・日行連発第1425号及び1月12日付・日行連発第1439号にて現行の職務上請求書を使用しての戸籍の附票の写しの請求に関する取扱いについてお知らせしたところです。

今般、1月の理事会において、自治体によっては、別紙を使用せずに、現行の職務上請求書に必要事項を記載して請求することで、当該戸籍の表示（本籍地・筆頭者）、在外選挙人登録情報が記載された戸籍の附票の写しが交付されるとの意見等がありました。

これを受けて、本会といたしましては、会員の利便性と負担軽減を考慮し、改めて総務省とも調整を図り、下記のとおり取扱いの変更をいたしますので、お知らせいたします。

つきましては、度重なるご連絡となり大変恐縮ではございますが、本件の取扱いに関して、所属会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、来年度に払出しを行う職務上請求書については、現行様式のままとなりますので、合わせてご承知おきのほどお願いいたします。

また、本件に関しては、本会ホームページの会員専用ページにも掲載いたしますことを申し添えます。

記

1. 請求日：2月4日以降

2. 該当する請求文書：

「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）、在外選挙人登録情報」のいずれか、または両方が記載された戸籍の附票の写し

3. 請求の方法：

原則、職務上請求書に「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）、在外選挙人登録情報」のいずれか、または両方の記載を求める旨を記入して自治体の窓口に提出すること（添付参照）

※一部の自治体によっては別紙の書式等を用いての請求が求められる場合があります。その場合は、前出の日行連発第1425号および1439号に準じるなど、各自自治体の取扱いに沿って請求を行ってください。

以上

<添付>

戸籍の附票の写しを請求する際に、「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）」の記載が必要であることを求める旨の記載例